

令和5年8月23日

事業系指定ごみ袋取扱店各位

泉北環境整備施設組合
泉北クリーンセンター

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴う 事業系指定ごみ袋に係る消費税の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴い、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

事業系指定ごみ袋に係る消費税の取扱いは、課税対象（標準税率10%）となりますので、仕入れに係る消費税として控除申告できるものであります。適格請求書等を発行する際は、事業系指定ごみ袋を標準税率10%対象品とし、お取り引きしていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 事業系指定ごみ袋に係る消費税の取扱い

事業系指定ごみ袋は、課税対象（標準税率10%）となりますので、仕入れに係る消費税として控除申告できる。

2 事業系指定ごみ袋の店頭での交付価格（販売価格）

種類	店頭での交付価格（販売価格）
450袋	700円 <u>（税込）</u> / 1セット（10枚）
700袋	1,000円 <u>（税込）</u> / 1セット（10枚）

【問合せ先】

〒594-0001

和泉市舞町87番地

泉北環境整備施設組合（泉北クリーンセンター）

環境部 環境事業課 総務係

電話：0725-41-2030 FAX：0725-41-2115